

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	眞城 知己
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目			
イギリスにおける特別な教育的ニーズに関する教育制度の特質についての研究			
論文審査担当者			
主 査	教 授	落合 俊郎	
審査委員	教 授	七木田 敦	
審査委員	教 授	若松 昭彦	
審査委員	教 授	川合 紀宗	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、1980年代から2000年代のイギリスにおける特別な教育的ニーズに関する教育制度の特質を明らかにすることを目的としたものである。</p> <p>第二次世界大戦後のイギリス特別教育制度の展開における課題を整理するとともに、それらの抜本的な解決を意図して設置されたウォーノック委員会による報告とこれを受けて成立した1981年教育法によって導入された特別な教育的ニーズの概念が、その後、どのような教育制度上の特質を有することになったのかを、主に以下の点から明らかにした。すなわち、1) 1980年代の特別な教育的ニーズへの対応に関する教育制度上の混乱の特徴、2) 1993年教育法による制度の見直しと、同法にもとづいて発行されたコード・オブ・プラクティスの特徴とその後の改訂による影響の特徴、3) 特別な教育的ニーズの評価の視点を明らかにすることを通じた制度的特徴、4) 特別な教育的ニーズへの対応のキーパーソンである特別な教育的ニーズ・コーディネーターの役割と課題に関して、特別な教育的ニーズ・コーディネーター自身と同僚教師を対象にイギリスで実施した質問紙調査及び面接調査によって明らかにされた特徴であった。</p> <p>1980年代には、相対的かつ動的な性質を有する特別な教育的ニーズ概念を教育制度に導入したことに伴って、地方教育当局による解釈の相違の拡大や、地方教育当局と各学校との責任分担の曖昧さといった課題が生じたことが明らかにされた。こうした課題への対応のために、特別な教育的ニーズへの対応に関する具体的な枠組みを定めたコード・オブ・プラクティスが発行されるとともに、各学校における責任の所在の明確化と、学習環境の改善の実質的調整担当者としての特別な教育的ニーズ・コーディネーター制度が登場したが、これが特別な教育的ニーズへの対応に関する教育制度においては必然的な位置づけとなる構造を有していることが明らかにされた。さらに、イングランド北西部において実施された特別な教育的ニーズ・コーディネーターに関する調査では、特別な教育的ニーズ・コーディネーター自身による役割と責任の自覚の分析、小学校と中等学校教師による</p>			

特別な教育的ニーズ・コーディネーターの役割遂行に関する期待と実際についての意識の相違に関する分析から、期待される役割と実際の遂行との間のギャップや、小学校と中等学校における特別な教育的ニーズ・コーディネーターの位置づけの相違を反映した結果が示された。質問紙調査では、因子分析による意識構造の明確化、t 検定による学校種間の相違、及び期待される役割と実際の遂行状況との相違などの特徴が明らかとなった。t 検定では、従来の統計的検定で指標とされてきた有意水準に加えて、効果量(effect size)の視点からも結果の妥当性が説明された。さらに、質問紙調査を補足するように特別な教育的ニーズ・コーディネーターが同僚教師とどのように協働しているのかについて面接調査が実施され、ティーチング・アシスタントとの協働や、移民家庭生徒への対応制度と関連づけた実践が展開されていることなどが示された。

総合考察においては、特別な教育的ニーズ概念の動的な性質ゆえに生じた教育制度の展開における混乱とその改善の過程を通じて、学校における学習環境の継続的な質的向上を必然的に促す制度的特質を有することが論じられた。

400本を超える先行研究の検討や、実施した調査分析における統計的検定の妥当性検証に効果量指標も示すなど丁寧な検討が行われ、全16章の構成で414ページ、原稿用紙換算で1300枚を超える論文にまとめられた。

論文審査では、まず、審査委員のみによる研究計画審査において、内容構成のバランスを考慮した内容の修正に関する意見と、研究の背景等に関する質疑応答が行われた。ついで、公開で行われた予備審査会ではさらに論文の焦点化を図ることについて審査委員から質問及び意見が出され、応答がなされた。その後、論文審査委員から指摘のあった内容について修正がなされた論文が提出された。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成26年 2月12日